



(写)

小議発第163号

令和2年1月24日

小金井市議会議員様

小金井市議会議長

五十嵐京子

令和2年第1回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

市長報告 高齢者福祉委託事業に係る個人情報の濫用について

市長報告

高齢者福祉委託事業に係る個人情報の濫用について

本日は、貴重なお時間に市長報告の機会をお与えいただきましてありがとうございます。

高齢者福祉委託事業の受託者である一般財団法人天誠会小金井あんず苑の元副施設長（以下「元副施設長」という。）が、平成28年11月に、委託事業で知り得た個人情報を自身の政治活動に利用するため、持ち出していたことが判明しました。

利用者、関係者の皆さんに多大な御迷惑をお掛けしましたこと、また、市民の皆さんの市政に対する信頼を損ねましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

本市委託事業を始め、個人情報の取扱いにおきましては、慎重かつ適切な管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

#### <事案の概要>

まず、本件の概要について御説明いたします。

令和元年11月29日に、天誠会から、元副施設長が、平成28年11月に自らの政治活動に利用するため、介護予防事業と同法人が運営する小金井みなみ地域包括支援センターで利用していた個人情報について、氏名や住所を含むデータの一部を持ち出し、利用したとの報告が市にありました。

天誠会が本件を知った経緯につきましては、令和元年11月28日、元副施設長が小金井あんず苑に来苑し、同苑事務長に面会の上、先の事実を申述し謝罪したことからです。元副施設長は、平成28年以前から、介護予防事業の担当をしており、その際に知り得た個人情報を一覧にしたデータの一部を持ち出し、自身が立候補した平成29年3月の市議会議員選挙に係る支援依頼の送付等に利用したこと、また、その際に使用したデータは、既に削除し、手元にないことを申述しております。

当時、元副施設長がデータを不正に持ち出すところを目撃した者はおらず、盗用されたデータ自体についても現認できませんでした。しかしながら、元副施設長の申述したデータファイル名から、天誠会内のパソコンを検索したところ、10個の同一データファイル名が確認できました。

本日は、お時間を頂戴いたしまして、これまでの経過と現時点での調査等の御報告をさせていただきます。

## <対応の経過>

次に、これまでの対応の経過につきまして、順を追って御報告いたします。

令和元年11月27日付け元陳情第45号「平成29年市議会議員選挙で、立候補者が市の指定管理である施設の名簿を選挙活用した事が法令に照らし適正だったかの検証」の陳情を受け、翌28日、担当課が本陳情に該当すると思われる小金井あんず苑へ状況を確認すべく、当日の訪問の約束を取りました。しかしながら、同日に、元副施設長が施設を訪れたとの情報が入り、訪問日を改めることとしました。

同月29日、天誠会職員が担当課に来庁し、元副施設長が、平成28年11月に自身の政治活動に利用するため、個人情報を持ち出したと申述した旨、第一報の口頭報告を受けました。担当課からは天誠会に対し、情報の確認をするよう依頼しました。

また、担当課は、小金井市個人情報保護条例、委託契約の約款に基づき、天誠会への聞き取り調査の内容について検討し、令和元年12月6日、現地を訪問し、聞き取りを行いました。現状においては、専用ソフトを使用し、個人情報を管理していること、書類等は施錠管理できる場所に保管していること、年1回の雇用者への研修の実施、全就労者に退職後も守秘義務を課す等を明記した個人情報の取扱いに係る誓約書をとっていること等、個人情報の管理について確認をいたしました。

また、他の受託事業者等を含めた個人情報の適正管理の徹底についての注意喚起を行うべく、事務連絡の準備を行い、12月10日に発送いたしました。

一方、天誠会からは、12月9日に小金井警察署に相談した旨、同月12日に市へ報告がありました。その際、個人情報の拡散防止の方途についても相談し、当該データを所持している者がいる場合は、当該データを消去するよう肅々と伝える旨、助言を頂いたとのことです。

また、同日、天誠会が、法人の認定等を行う東京都生活文化局に、同月下旬には、東京都福祉保健局施設支援課へ、口頭で現状の報告をしております。

なお、元副施設長から、当時の自身の政治団体事務員が個人情報を持ち出したと申述していることを受け、天誠会から当該政治団体事務員に架電し、データの削除を求めております。

12月18日、天誠会から、元副施設長が盜用したデータファイル名と一致するものが10個確認できたこと、記載された個人情報は、重複を含む2,382件で、そのうち、住所、氏名の重複等を除いた分は1,117件である旨、電話で報告がありました。

翌19日、天誠会職員が来庁し、同日、国の認定個人情報保護団体（医療ネットワーク支援センター）へ相談したとの報告がありました。

また、元副施設長に対し、法的措置がとれないか法人で確認したところ、個人情報の保護に関する法律第83条の罰則規定の施行日が平成29年5月30日のため、個人情報を持ち出したとされる平成28年11月に犯した罪は、同条では問えないのでないか、との見解を現時点ではもっているとのことでした。

個人情報の拡散防止の対応については、先の警察からの助言を受け、当時の元副施設長の政治団体事務員に対し、同月27日、個人情報を含むデータの削除を求める内容証明を天誠会が送付しました。

なお、その回答書としまして、当該政治団体事務員から、令和2年1月10日に天誠会からの流出が推認できるデータファイルについて削除した旨、同日付けの内容証明で天誠会に送付されております。

#### <公表について>

次に、本件の公表について御報告いたします。

令和元年12月25日「平成29年市議会議員選挙立候補者による市内福祉施設の個人情報盗用事案について真相糾明を求める決議」が、全会一致で可決したことを受け、翌26日、プレスリリースを行い、同月27日に、市ホームページにお詫びの掲載及びお詫び文の発送を行いました。

本件の公表までに、時間を要しましたことに対しまして深くお詫び申し上げます。

送付しましたお詫び文につきましては、市長と天誠会理事長との連名のお詫び文の他、天誠会からの要望により、天誠会理事長名での説明文を同封し、協議の上、天誠会から発送を行いました。

なお、発送時、氏名と住所が判明した1,117人中、40人が重複していたことが判明し、1,077人への発送となったことについて、令和2年1月15日に天誠会から報告がありました。

市民からの問合せ状況につきましては、プレスリリースの翌日、令和元年12月27日に1件、市へ頂戴しました。お詫び状を送付した翌日の28日、29日、30日に担当課職員が待機しましたが、市への問合せはありませんでした。

なお、12月28日に、小金井あんず苑に問合せの電話が3件あり、折り返しを要した2件については、同月30日に天誠会職員が対応したとの報告がありました。

市民からの問合せにつきましては、令和2年1月6日にいただいた2件、同月22日にいただいた2件、同月23日にいただいた1件と合わせ、市6件、天誠会3件、重複を含む延べ9件となります。

#### <再発防止策>

最後に、再発防止策についてでございます。

令和元年12月26日、天誠会が、国の個人情報保護委員会に報告をしており、今後、法人内の医療機関における個人情報の取扱い等を参考に、改善案を作成し、近日中に提出する予定となっております。

具体的には、施設内の個人情報の取扱いに係る実務ルール等、安全管理基準の見直し、不正な持ち出しに関する組織内の罰則の検討、外部端末接続の物理的な規制、職員教育の徹底等を行う検討をしております。

なお、各包括支援センターの個人情報の適正管理につきましては、1月23日に担当課職員から各包括支援センター管理者に面の上、重ねて注意喚起を行っております。

本市としましては、通常、個人情報の処理を含む業務委託契約を締結する際には、契約約款に加えて、個人情報の取扱いに関する具体的な遵守事項を特記し、添付しております。従前から職員に対する研修は毎年行っておりますが、受託事業者に対する本特記事項遵守の徹底について、更なる周知に努めてまいります。

#### <告発について>

市は、元副施設長が小金井市個人情報保護条例に違反したと考えられるため、1月23日に、小金井警察署に告発いたしました。